



りそな銀行アジアニュース

2018年5月15日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「増値税の引き下げについて」

国務院の李克強首相は、3月28日の国務院常務会議において増値税改革措置を決定しました。これを受け、4月4日に財政部・税務総局より「増値税率調整に関する通知」(財税〔2018〕32号、以下「32号通達」)および「増値税小規模納税人基準の統一に関する通知」(財税〔2018〕33号、以下「33号通達」)が公布され、5月1日から実施されています。概要は次の通りです。

◆税率の引き下げ

32号通達の規定により、従来17%及び11%の税率が適用されていた増値税率について、2018年5月1日からそれぞれ1ポイントずつ引き下げられました。

項目		調整前	調整後
増値税率	有形動産リース、輸入貨物(農産品など23種類低税率貨物を除く)など	17%	16%
	交通運輸、郵便、不動産リースなど	11%	10%

※現状17%税率の国内販売製品を税込金額で契約し、増値税発票を2018年5月1日以降に発行する場合、契約金額についてお取引先と確認しなければ、実質的な値上げを行うこととなりますので、注意が必要です。

◆輸出還付税率の調整

上記引下げに伴い現状輸出還付率もそれぞれ1ポイント引き下げられました。2018年7月31日以前に輸出または越境提供された納税について、製造業は一律調整前の還付率が適用されます。既に製造された製品については、2018年7月31日以前に輸出通関を完了することがおすすりめです。貿易業については、仕入時の税率に基づきます。2018年8月1日以降は調整後の税率が全面適用されることとなります。

項目		調整前	調整後
輸出還付率	有形動産リース、輸入貨物(農産品など23種類低税率貨物を除く)など	17%	16%
	交通運輸、郵便、不動産リースなど	11%	10%

◆小規模納税人基準の統一

33号通達により、小規模納税人基準は現行の工業企業年商50万元以下、商業企業年商80万元以下の基準からいずれも交通運輸業・一部サービス業と同様年商500万元以下に統一されました。年商500万元以下の企業は、2018年12月31日まで小規模納税人に転換することが可能です。

過去5年間に、営業税に代えて増値税を徴収する試験(営改増)の実施を通じて、中国では累計で2.1兆元にのぼる減税を実現しました。国務院による今回の増値税政策の変更は、中国政府が特に製造業、中小企業などの税負担軽減や、ビジネス環境の改善を図る意思を示しました。納税者の業務状況は多種多様であり、今後公布される通達による明確化が求められます。

以上

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-3332

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載